

令和3年1月8日

一般社団法人神奈川県建築士事務所協会 御中

神奈川県知事 黒岩 祐治
(公 印 省 略)

緊急事態宣言発出に基づく協力要請について

日ごろより、県政の推進に御協力いただき、感謝申し上げます。

令和3年1月7日、政府は、本県を含む一都三県を対象に、令和3年1月8日から2月7日の間、新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「法」という)に基づく緊急事態宣言を発出しました。これに伴い、本県も、新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部で、「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」を別添のとおり定めました。

「別紙1」の別表アに定める「飲食店」「遊興施設等」に対しては、法第24条第9項に基づき、5時から20時までの営業時間短縮(酒類の提供は11時から19時まで)を要請します。要請に従っていただけない場合は、法第45条第2項に基づく要請、同条第3項に基づく指示、同条第4項に基づく公表の手続を行うこともあります。

一方で、別表イに定める、人が集まり飲食につながる可能性がある施設に対しては、特措法によらない、5時から20時までの営業時間短縮(酒類の提供は11時から19時まで)の協力をお願いいたします。この場合、法第45条第2項に基づく要請、同条第3項に基づく指示、同条第4項に基づく公表を行うことはありません。

また、別表ウに定める施設に対しては、人数上限5,000人かつ収容率50%以下とすることをお願いいたします。

その他、事業者の皆様への要請・働きかけ事項は「別紙2」のとおりですので貴団体におかれては該当事項について適切にご対応いただくようお願いいたします。

新型コロナウイルスの新規感染者が急増し、入院先の調整が非常に難しくなっている中、事業者の皆様とともに、県民の皆様を守るために、県民総ぐるみでこの緊急事態を乗り切りたいと考えていますのでご協力をお願いいたします。

別添

- 1 知事メッセージ
- 2 (別紙1) 施設一覧
- 3 (別紙2) 事業者の皆様へ
- 4 特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針

問合せ先

県土整備局建築住宅部

建築安全課指導監督グループ 佐藤

電話 045-210-1111 内線 6260

ファクシミリ 045-210-8884

知事メッセージ

新型コロナウイルスの感染が急拡大している首都圏の1都3県に対し、本日、国は緊急事態宣言を発出しました。

これを受けて、「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」に基づき、県民や事業者の皆さんに次の事項を要請します。

〔県民の皆さんへ〕

- 特措法第45条第1項に基づき、生活に必要な場合を除いて、徹底した外出の自粛を要請します。特に、20時以降の不要不急の外出は自粛していただくよう、強く要請します。
- また、感染リスクが高まる「5つの場面」を避けることや、テレワーク、時差出勤など、感染を防ぐ取組を徹底してください。

〔事業者の皆さんへ〕

- 特措法第24条第9項に基づき、1月8日から1月11日までの間は、横浜市と川崎市にある、酒類を提供する飲食店・カラオケ店においては、営業時間を20時までに短縮し、酒類の提供は19時までとさせていただきます。
- 1月12日から2月7日までの間は、全県の飲食店・カラオケ店を対象に、営業時間を20時までに短縮し、酒類の提供は19時までとさせていただきます。
- この要請にご対応いただいたお店には協力金を支給します。ご対応いただけない場合は、特措法第45条第2項に基づく要請等、必要な措置を行うこともあります。
- このほか、特措法に基づく要請ではありませんが、遊興施設や運動・遊技施設など、飲食につながる可能性がある施設に対して、営業時間は20時まで、酒類の提供は19時までの短縮に、ご協力いただくようお願いいたします。
- イベントについては、5,000人以下かつ収容率50%以内での実施を要請します。この要請は、1月8日以降の新規販売分に適用します。
- 職場では、「出勤者数の7割削減」を目指し、テレワークやローテーション勤務をお願いいたします。また、時差出勤、昼食時間の分散化など、通勤・在勤時の密を防ぐ取組や、従業員への会食自粛等の呼びかけを行うようお願いいたします。

- 20時以降のネオンの消灯とイルミネーションの早めの消灯へのご協力をお願いします。

〔大学や学校関係者へ〕

- 学生・生徒へ、基本的な感染防止対策の徹底や会食自粛について、呼びかけを行うよう要請します。特に、寮生活、クラブ・部活動など、集団行動における感染防止対策の徹底を要請します。

こうした様々な要請やお願いを行うのも、皆さん自身や、ご家族、友人など、大切な方の命を守るためです。

県は、引き続き、医療提供体制の確保に全力で取り組むとともに、県民や事業者の皆さんの様々な相談に応じるため、コールセンターによる相談体制を拡充します。

県民の皆さん一人ひとりが強い危機意識を持ち、県民総ぐるみで、この緊急事態を乗り切りましょう。

令和3年1月7日

神奈川県知事 黒岩 祐治

別表ア 特措法第 24 条第 9 項に基づき、営業時間の短縮を要請する施設

施設の 種 類	施 設
飲食店	飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店 等 （宅配・テークアウトサービスは除く。）
遊興施設等	食品衛生法の飲食店営業許可を受けている以下の店舗 バー、カラオケボックス、キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、ライブハウス、個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、個室ビデオ店、射的場、勝馬投票券発売所 等

別表イ 特措法によらない、営業時間の短縮の働きかけを行う施設
(人が集まり、飲食につながる可能性がある施設)

施設の 種 類	施 設
遊興施設等	食品衛生法の飲食店営業許可を受けていない以下の店舗 バー、カラオケボックス、キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、ライブハウス、個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、個室ビデオ店、射的場、勝馬投票券発売所 等
運動、 遊技施設	体育館、水泳場、ボーリング場、マーじゃん店、パチンコ屋、ゲームセンター 等
劇場等	劇場、観覧場、映画館又は演芸場 等
集会・ 展示施設	集会場、公会堂、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）、博物館、美術館又は図書館 等
商業施設	物品販売業を営む店舗（1,000平米超）※ サービス業を営む店舗（1,000平米超）（生活必需サービスを除く） ※ 食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品又は燃料その他生活に欠かすことができない物品の売場を除く

※ ネットカフェ・マンガ喫茶は感染防止対策が徹底されることを前提に施設の使用制限等を行わない。

別表ウ 特措法によらない人数上限 5,000 人かつ収容率要件 50%以下の働きかけを行う施設

劇場、観覧場、映画館又は演芸場等
集会場、公会堂
展示場、ホテルまたは旅館(集会の用に供する部分に限る)
運動施設、遊技場
博物館、美術館又は図書館

別表エ 業種別ガイドラインに基づく感染防止対策が徹底されていることを前提に、施設の使用制限等の要請を行わない施設

学校
保育所、介護老人保健施設等
大学等
生活必需物資(食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品又は燃料その他生活に欠くことができない物品)の物品販売業を営む店舗
遊興施設のうち、ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設
サービス業を営む施設のうち、生活必需サービスを営む店舗
学習支援業を営む施設

※上記に関わらず、別表ア・イ・ウ・エについては国の事務連絡に基づき適宜対応する。

1 時短要請について

(令和3年1月8日から11日までの間)

横浜市と川崎市の、酒類を提供する飲食店・カラオケ店は、5時から20時までの時短営業

(酒類の提供は11時から19時まで)

(令和3年1月12日から2月7日までの間)

全県の飲食店に対し、5時から20時までの時短営業

(酒類の提供は11時から19時まで)

2 企業におけるテレワーク等の徹底について

- 出勤者数の7割削減を目指すことも含め、接触機会の低減に向けたテレワークやローテーション勤務の働きかけ
- 事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制
- 時差出勤、週休や昼食時間の分散化、テレビ会議の活用、感
- 染リスクが高まる「5つの場面」を避けるなど、通勤・在勤時
- の密を防ぐ取組の徹底の働きかけ
- 基本的な感染防止対策の徹底や会食自粛の呼びかけ

3 イベントの開催制限について

- 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度とする。
- 併せて20時までの時短営業や参加者に対するイベント前後の会食自粛の周知

時 期	収容率	人数上限
1月8日～2月7日	50%以内	5,000人

※ 既存販売分については適用しない。

4 大学や学校への要請について

- 学生、生徒へ基本的な感染防止対策の徹底や会食自粛の呼びかけ
- 感染防止のための所要の措置を講じること
- 寮生活、クラブ・部活動など集団行動における感染防止対策の徹底

5 その他

- 20時以降のネオンの消灯とイルミネーションの早めの消灯を行うよう働きかけを行う。

特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針

令和3年1月7日

新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部

令和3年1月7日、特措法（以下、「法」という。）第32条第1項に基づく緊急事態宣言を受け、政府対策本部の基本的対処方針に基づき、次により緊急事態措置等を行う。

1 措置を実施する期間

令和3年1月8日～2月7日

2 措置の対象とする区域

神奈川県全域

3 実施する措置の内容

（1）県民の外出自粛

- 県民に対し、人の移動と、人と人との接触機会の抑制を図るため、法第45条第1項に基づき、生活に必要な場合（※）を除き、徹底した外出の自粛を要請する。特に、20時以降の不要不急の外出を自粛するよう強く要請する。

※生活に必要な場合の例

医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な出勤・通学、自宅近隣における屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なもの

- 県民に対し、感染リスクが高まる「5つの場面」、在宅勤務、時差出勤などの周知の徹底を図る。

（2）施設の使用制限、営業時間短縮の要請等

ア 営業時間短縮の要請

- 食品衛生法に基づく飲食店営業・喫茶店営業の許可を受けた飲食店・カラオケ店（「別表1」に定める施設、以下「飲食店等」という。）に対し、法第24条第9項に基づき、次のとおり要請する。

なお、デリバリー、テイクアウトによる営業は要請の対象外とする。

[1月8日から1月11日までの間]

横浜市内と川崎市内の酒類を提供する飲食店等に対し、5時から20時までの時短営業（酒類の提供は11時から19時まで）

[1月12日から2月7日までの間]

全県の飲食店等に対し、5時から20時までの時短営業（酒類の提供は11時から19時まで）

- 上記要請に応じない店舗に対しては、法第45条第2項の要請等、必要な措置を行う。

イ 営業時間短縮の働きかけ

- 施設に人が集まり、飲食につながる可能性がある「別表2」に定める施設については、5時から20時までの時短営業（酒類の提供は11時から19時まで）の協力について働きかけを行う。

ウ その他

- 感染の拡大につながるおそれのある一定の施設については、国の事務連絡に沿った施設の使用（人数上限・収容率、飲食を伴わないこと等）の働きかけを行う。
- 上記以外の業種に対する施設の使用制限、時短要請については、必要に応じて検討する。

(3) イベントの開催制限

- 事業者に対し、法第24条第9項に基づき、イベントの開催は、「別表3」の基準に制限するよう要請する。なお、この制限は新規販売分に適用し、既存販売分には適用しない。
あわせて、20時までの時短営業や、参加者に対するイベント前後の会食自粛の周知について働きかけを行う。

(4) テレワークの徹底等

- 事業者に対し、「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め、接触機会の低減に向け、テレワークやローテーション勤務の働きかけを行う。
- 事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制するよう働きかけを行う。
- 時差出勤、週休や昼食時間の分散化、テレビ会議の活用、感染リスクが高まる「5つの場面」を避けるなど、通勤・在勤時の密を防ぐ取組の徹底の働きかけを行う。
- 基本的な感染防止対策の徹底や会食自粛を呼びかけるよう働きかけを行う。

(5) 大学や学校への要請

- 法第24条第9項に基づき、大学や学校に対し、学生、生徒への基本的な感染防止対策の徹底や会食自粛を呼びかけるよう要請する。あわせて、「感染防止のための所要の措置を講じること」を要請する。特に寮生活、クラブ・部活動など集団行動における感染防止対策の徹底を要請する。

(6) その他

- 事業者に対し、20時以降のネオンの消灯とイルミネーションの早めの消灯を行うよう働きかけを行う。
- 鉄道事業者に対し、終電時間の繰り上げの前倒し等を要望する。

4 緊急事態措置の実効性を確保するための対応

- 県は、3(2)アの要請に応じた事業者に対し、別途定める基準に基づき、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金を支給する。また、所管団体を通じた周知のほか、市町村と連携して、個別の店舗を訪問するなど、時短営業の協力を要請する。
- チラシ、ポスター、ホームページ、SNSなど、あらゆる広報媒体を活用し、外出自粛要請等の周知を徹底する。

5 県機関の取組

- 県はテレワーク、ローテーション勤務、時差出勤など、人との接触機会を低減する取組を進める。
- 県民利用施設については、「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針」に関わらず原則休館することを基本とし、個々の施設の実情に応じて適切な対応を図る。その状況については、別途県のホームページで広く周知する。

6 その他

- 緊急事態措置により影響を受ける県民・事業者に対し、国の施策と連携し、きめ細かな支援に努める。
- 県民や事業者の様々な相談に応じるため、コールセンターによる相談体制を拡充する。
- 緊急事態措置の実施については、一都三県で連携する。

別表1 特措法第24条第9項に基づき、営業時間の短縮を要請する施設

施設の種 類	施 設	要請内容
飲食店	飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店 等 （宅配・テークアウトサービスは除く。）	5時から 20 時までの営業 時間短縮、 11時から 19 時までの 酒類提供
遊興施設 等	バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食 店営業許可を受けている店舗	

別表2 特措法によらない、営業時間の短縮の働きかけを行う施設
（外出を誘発し、飲食につながる可能性がある施設）

施設の種 類	施 設	働きかけの内容
遊興施設	（食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗 及び別途国が通知する施設を除く。）	5時から 20 時までの営業 時間短縮、 11時から 19 時までの 酒類提供
運動、 遊技施設	運動施設又は遊技場	
劇場等	劇場、観覧場、映画館又は演芸場	
集会・ 展示施設	集会場又は公会堂、展示場、 ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限 る。）、博物館、美術館又は図書館	
商業施設	物品販売業を営む店舗（1,000平米超） サービス業を営む店舗（1,000平米超）	

別表3 特措法第24条第9項に基づき要請するイベント開催の基準

時 期	収容率	人数上限
1月8日～2月7日	50%以内	5,000人

（注）収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度（両方の条件を満たす必要）

※ 上記のほか、国の事務連絡に基づき適宜対応する。